

## 第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象   | ヒアリング項目  | 回 答  | 所 管         |
|-----|---|--|--|-------------|
| 1   | I－1参画と協働により自治を切り拓くまち<br><b>補助事業1 協働推進事業助成</b><br>【計画事業3 NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進】   | ①この補助事業について、助成の基本的な考え方は。補助事業2「地域協働事業への支援」及び3「まちづくり活動助成」の補助目的とどう違うのか。<br>②協働支援会議が、交付団体及び金額の審査をしているのだから、「事業実績報告」の審査も同会議がやるべきではないか。<br>③協働によるリスク分担については、どのように考えているのか。<br>④前金払で支出しているが、21年度監査指摘において、「補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、概算払による方法が適当である」旨指摘されている。監査し指摘を受けた見直しは行われたか。 | ①NPO活動資金助成は、区民や事業者等からの寄附金と区の一般財源を積み立てた協働推進基金を原資とし、NPOが行う区民の福祉の向上を目的とした事業を財政面で支援することを通じて、多くの区民の方がNPOなどの社会貢献活動に関心と理解を深めることにより、地域活動への参加を促進すること、また、区民を対象とした社会貢献活動を行うNPO等の育成を支援することを目指しています。<br>②事業実績報告の審査は、書類審査のみでなく行政が実施現場を視察したうえで助成事業の遂行及び支出が適正に行われたかを調査しており、適切な評価を行っています。<br>③NPO活動資金助成の審査にあたっては、団体審査も行い、実施の実現性のある事業を選定しています。また、助成交付団体として不適切と認められた場合は、新宿区協働推進基金条例施行規則に基づき交付決定の取消しや助成金の返還命令等によって対処します。<br>④監査の指摘を受け、支払い方法について検討しました。この事業は、事業実施計画書や事業予算書等により補助額を確定しており、事業を効果的に実施するため前金払としています。監査からの指摘の趣旨を踏まえ、今後も、補助の成果や実績等の確認については、実績報告書や領収書等による確認を行い、適切な事務の執行に努めていきます。 | 地域調整課       |
| 2   | II－2コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち<br><b>補助事業2 地域協働事業への支援</b>                               | ①この事業の助成の基本的な考え方は。<br>②まちづくり活動助成との関係については、どのように考えているのか。<br>事業に関連がみられるが、別立てにしているのは何故か。<br>③地域協働事業への助成事業は前金払で支出しているが、21年度監査指摘において、「補助実績を確認し、補助目的が適正であるかを審査するためにも、概算払による方法が適当である」旨指摘されている。監査し指摘を受けた見直しは行われたか。<br>④情報が十分周知されて小規模な活動にもチャンスが実質的に与えられているか                         | ①住みよいまちづくりに向けた区民活動を促進するため、地域のコミュニティ団体の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることです。<br>②平成21年度行政監査でも類似しているものがあることから補助事業の見直しを指摘されたところです。同じ地域における協働に向けての活動などには類似する点もあり、現在検討中の自治基本条例の検討結果を踏まえ、見直しを行っていきます。<br>③補助事業完了後には、領収書等の支出が確認できるものを添付した実績報告書を提出させています。仮に事業の変更等で経費に変更が生じる場合は、変更申請を行なわせ適正な補助金執行を行っていきます。<br>④各出張所の地域を単位として、情報の周知を行なっています。事業によっては、限度額を大きく下回る事例も見られることから小規模な活動の支援にも効果を発揮していると認識しています。  | 特別出張所       |
| 3   | II－2コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち<br><b>補助事業3 まちづくり活動助成</b><br>【計画事業4 町会・自治会及び地区協議会活動への支援】 | ①この事業の助成の基本的な考え方は。<br>②地域協働事業への支援との関係については、どのように考えているのか。<br>また、それぞれの事業に関連がみられるが、別立てにしているのは何故か。(No.2②と同じ)   | ①地域団体の代表や公募区民によって組織する地区協議会の地域課題解決のための取り組みを支援するものです。<br>②平成21年度行政監査でも類似しているものがあることから補助事業の見直しを指摘されたところです。同じ地域における協働に向けての活動などには類似する点もあり、現在検討中の自治基本条例の検討結果を踏まえ、見直しを行っていきます。<br>また、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ることを目的とした「地域協働事業への支援」と、10地区の区域内の課題解決を目的とした「まちづくり活動助成」とは、目的や支給対象の違いから別立てとしています。  | 生涯学習コミュニティ課 |

第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象   | ヒアリング項目  | 回 答   | 所 管   |
|-----|---|--|---|-------|
| 4   | II-5心身ともに健やかに<br>くらせるまち<br>補助事業15 公衆浴場設<br>備費助成、<br>補助事業16 公衆浴場改<br>築改装費助成、<br>補助事業17 公衆浴場資<br>金の貸付及び利子補給 | ①新宿区における公衆浴場の数等の変遷や<br>現状、分布、利用者数など概要を教えて欲しい。  | 別紙のとおり  | 地域調整課 |
|     |   | ②新宿区内の公衆浴場32軒を減らさないこと<br>を前提にして各種の助成をしているようだ。公<br>衆浴場は、住宅事情の変化に伴ってその役割<br>を終えて減ってきたが、区民の健康を維持す<br>るため、本当に公衆浴場が必要なのか、何時<br>どのような議論をしたのか。公共性・公益性が<br>高い事業とはいえないのではないか。 | ②公衆浴場対策については、昭和56年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する<br>法律」が制定されました。同法の目的は、「公衆浴場が住民の日常生活において欠くこと<br>のできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにも<br>関わらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場について特別措置を講ずるよう努<br>めることにより、住民にその機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住<br>民の福祉の向上に寄与することを目的する」と規定しされ(1条)、「国及び地方公共団体は<br>公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずること」(3条)、貸付けについての配慮<br>(5条)、助成等についての配慮(6条)が規定されています。<br>新宿区内の自家風呂保有率が94%を超えたとしても、現在でも約1万世帯もの自家風<br>呂の無い住居に居住する区民が存在しています。公衆浴場に代わる同程度の条件を備え<br>た入浴施設がない中で、区民の入浴機会を確保し、公衆衛生の水準を維持するため<br>は、公衆浴場に対する公的支援は不可欠と考えます。<br>また、浴場組合からの公衆浴場設備改善等に係る補助金の増額要求、及び区議会の質<br>疑においても、公衆浴場が公共性の高い施設ということで、転廃業防止策についての施策<br>を求められており、区は、公衆浴場の存続と経営の安定を図るために支援策を推進して<br>いくと答弁をしています。        |       |
|     |   | ③公衆浴場の社会的機能について、区はど<br>のように考えているのか。  | ③「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、平成16年の法改正で、<br>「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場<br>の活用について適切な配慮をするように努めなければならない。」(4条)という活用につ<br>いての配慮等の条文が追加されています。<br>平成21年12月の都内の公衆浴場の分布を見てみると、840軒のうち区部762軒、市<br>部が78軒と区部に集中しています。これは全国的にも同じ現象で、大都市に集中してい<br>ます。昨今、都市部での高齢化が進み、一人暮らしの高齢者の増大とあいまって地域コミュ<br>ニティの希薄化が言われています。このような中で、都市部の公衆浴場は、地域住民同士<br>のふれあいの場ともなっており、公衆浴場の役割は社会情勢の変化とともに健康維持、公<br>衆衛生の向上のみならず、地域コミュニティの存続を担う大切な施設となっています。<br>公衆浴場が区民の日常生活において欠くことのできない公共的施設であり、これに依存<br>している区民の需要に応えるため、その維持・確保を図る必要があることは、公衆浴場法<br>が制定された昭和23年の立法当時も今日も変わりません。むしろ、公衆浴場の経営が困<br>難な状況にある今日においては、一層の重要性が増しているため、公衆浴場経営者が経<br>営の困難から廃業することを防止し、区民の保健福祉を維持することは、区として重要な<br>役割と考えています。 |       |

## 第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象   | ヒアリング項目   | 回 答   | 所 管       |
|-----|---|---|---|-----------|
|     |   | ④高齢者に入浴券を配布しているが、何の事業で、幾らぐらいの予算か。   | ④事業名 新宿区ふれあい入浴<br>予算額 202,215,000円<br>対象者 ・60歳以上の方<br>・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方<br>・未就学児を扶養し児童育成手当を受給している方<br>利用場所 新宿区内の公衆浴場(32浴場)<br>利用回数 月4回   | 高齢者サービス課  |
|     |   | ⑤ことぶき館・清風園等、区の施設全体でお風呂はどのくらいあるのか。   | ⑤ことぶき館・清風園等の高齢者施設の風呂の数 20施設   | 高齢者サービス課  |
| 5   | Ⅲ-4日常生活の安全・安心を高めるまち<br>補助事業45 消費者活動事業助成             | 21年度補助率が変更となっている。この理由と、変更による影響は。  | 助成金を除く事業経費は団体負担金や参加費などにより賄われていますが、資力がない消費者団体の負担を軽減し、また講座参加費を軽減することで区民が参加しやすいものとするため、補助率の引き上げを行いました。<br>21年度は新たに1団体が助成金を利用して新規事業を実施し、多くの区民の参加が得られました。また、例年実施している講座でも参加費を引き下げたものが見られました。  | 消費者支援等担当課 |
| 6   | Ⅵ-1成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち<br>補助事業58 ミニ博物館運営事業助成       | ①助成金額は妥当か。この程度の助成金額で役に立っているのか。  | ミニ博物館は伝統工芸の工房や文化資源を所有する寺社を新宿ミニ博物館として登録し、公開に協力いただいているものです。ミニ博物館に対する助成制度は新規登録の際、公開のための表示・造作工事等上限500万円の補助を行っており、展示替えの際は上限250万円を補助を行っています。また、月額1万円の運営補助は公開を奨励する奨励的補助金として助成しているものであり、ミニ博物館が独自に作成する配布資料等や光熱水費の一部として利用されているものです。そうした意味から、支給額は妥当と考えます。  | 文化観光国際課   |
| 7   | Ⅵ-1成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち<br>補助事業59 新宿区文化財保護事業に関する補助金 | 文化財保護という目的は妥当であるが、3年間で実績が1件なのに総合評価が「効果を発揮している」となっている。19・20年度と制度周知に努めたが結果として21年度実績が0ということは、この事業の仕組み自体に抜本的な課題があるのではないか。 | 本補助事業は、現在、文化財の補修・修復について対象としている補助であり、毎年、制度を周知する中で、平成21年度は実績がありませんでした。<br>文化財の補修・修復について、特に絵画、仏像等、美術・工芸品の修復にあっては要する期間も長く、費用も高額なことから、所有者が容易に実施を判断できるものではありません。そのため、個人所有物であっても、2分の1の補助率を設定し、補修・修復による文化財保護に資するものとしているところです。また、この補助制度が、文化財指定に必要な所有者同意を得る際の有力な動機づけ要因になっていることから、「補修・修繕に対する補助金」は効果を発揮していると今回、評価したものです。<br>しかしながら、文化財保護に関する補助金全体としては、評価シート課題欄に記載のとおり、登録文化財は一切補助対象としていないことや、無形民俗文化財の公開事業等、用具の運搬や遠征費など、多額の経費を要するものについて、補助対象事業としていない等の課題があるため、補助対象を拡大する方向で検討を進めていく必要があると考えます。 | 文化観光国際課   |

## 第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象   | ヒアリング項目   | 回 答  | 所 管   |
|-----|---|---|--|-------|
| 8   | VI-2新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち   | ①地場産業、ものづくり産業、中小企業の区分をどのように整理しているのか。<br>②補助金や融資などの助成メニューが複数あるが、上記①の区分に則しているのか。                                    | ①地場産業とは、古くから区内で事業を営んでいる印刷・製本関連業と染色業を指し、ものづくり産業とは、製造業及びそれに類する産業とし、中小企業については、「中小企業基本法」の規定する企業であると考えています。<br>②補助金や融資などの支援施策については、上記①の考え方にに基づき、要綱等を整備し実施しています。   | 産業振興課 |
| 9   | VI-2新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち<br>補助事業60 地場産業団体の展示会等支援   | ①新宿における地場産業とは具体的に何か。基本的な考え方は。<br>②地場産業振興はあってもいいが、団体の展示会の運営費を行政が負担するやり方は如何なものか。<br>③21年度行政監査の指摘を受けた見直しはどのように行われたか。 | ①新宿区では、印刷・製本関連業と染色業について、地域と密接に結びつき、事業活動を行う産業であることから地場産業として位置づけています。昭和52年からは、プリンティングフェアを実施し、その後それぞれの協議会も組織され、区も協力して様々な事業を実施して振興を図っています。<br>②印刷・製本関連業と染色業は、零細企業が多く、団体として展示会等を実施することが、地域の活性化につながるため、行政として運営を支援することは、必要と考えます。<br>③21年度行政監査において、補助対象経費を明確に示すことについての指摘を受け、速やかに該当の補助金交付要綱の改正を行いました。 | 産業振興課 |
| 10  | VI-2新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち<br>補助事業61 ものづくり産業支援事業助成<br>【計画事業81 文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援】 | ものづくり産業事業の助成については、「同支援委員会」が支援の判断をしているようだが、どのような理念で支援をして、どんな成果を上げたのか。  | 本助成事業は、区内のものづくり産業の中小企業が、新製品等の開発や販路拡大事業を行う際に多額な費用がかかるため、その費用の一部を助成することで、地域経済の振興を図るための事業です。<br>そのため、新製品がどのように社会に役立つか、新規性、独自性、市場性、実現性などの視点で審査しています。<br>また、助成した事業成果の報告会を開催し、助成の効果について確認するとともに、指導を行うことにより、地域経済の振興を図っています。   | 産業振興課 |

## 第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象  | ヒアリング項目   | 回 答   | 所 管   |
|-----|--|---|---|-------|
| 11  | VI-2新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち<br><b>補助事業62～77 各種利子補給</b>           | <p>①利子補給という手法は、どのような意味があるのか。利子補給の考え方は、ここまで事業を細かく分ける必要があるのか。</p> <p>②環境保全是低公害車への更新で、利子補給額は、1件4万円余。地場産業振興は1件5万円余。商工業緊急資金は11万円、その他の利子補給事業も数万円程度の助成で、倒産を防いだり、内部評価が言うほど役立っているものか。</p> <p>③情報技術活用やワーク・ライフ・バランスに関する補助の必要性を具体的に示して欲しい。</p> <p>④貸付信用保証料補助は、平成2年度予算で6億8千万円余計上している。この種の恒常的な補助は、補助を受ける事業者や保証協会にとっては、ありがたい制度だが、区民目線で見ると、高い保証料を行政の補助が高止まり状態を保証することにつながらないか。</p> | <p>①利子補給は、中小企業者が融資を受ける際の経費負担を軽減し、中小企業者の経営の安定化や発展を図る意味があります。制度融資は、各資金ごとに目的が異なるため、それぞれ利子補給科目を設けて適正な予算執行を行っています。</p> <p>②各制度融資の利用者は、借入残高に応じ、四半期ごとに利子補給を受けるため、1回当たりの利子補給額は少額です。しかし、長期的(平均5、6年間)に受けることができるため、経費負担の軽減による経営安定化につながっています。制度融資は固定金利での取扱いであり、長期的な経営計画が立てやすく、経営の安定化に寄与しています。また、融資後に利用者に対して行う経営診断においても、利用者から非常に効果があり役立っているという声が多数挙がっています。</p> <p>③現代の高度情報化社会の中、中小企業者においても経営の安定化、発展を図るため、情報関連機器の導入による経営の効率化(人件費等の削減)が大きな課題となっています。そのため、大企業に比べ一般的に経営基盤が脆弱な中小企業に対し、情報化社会に対応するために必要な補助を行う必要性は大きいです。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業への補助は、経営安定化や発展に資するとともに、区内中小企業者のワーク・ライフ・バランスに取り組むことを推進する目的があり、その結果として区の推進している「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動などにおいても多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すことができます。</p> <p>④平成21年度の貸付信用保証料補助予算のうち、約7割は商工業緊急資金(特例)が占めています。商工業緊急資金(特例)は、昨今の経済状況の悪化に対応するための緊急的な資金であり、経済状況が好転するまでの一時的な制度です。そのため、貸付信用保証料補助が恒常的に高止まり状態になることはありません。</p> | 産業振興課 |
| 12  | VI-3ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち<br><b>補助事業79 新宿区商店会連合会への事業助成</b> | <p>商店会等への補助について、新宿区の基本的な考え方とはどのようなものか。</p>  | <p>商店街は単なる買い物場だけでなく、来街者との対面を通しての会話や声かけ、また街路灯の整備など、地域の安心安全にも貢献しています。新宿区では、商店街を地域コミュニティの核として位置づけ、地域にはなくてはならない存在であると考え、商店街を中心となって支えている商店会・商店街振興組合に対し、積極的に支援を行っています。</p>  | 産業振興課 |

## 第3部会のヒアリング項目

| No. | 対 象   | ヒアリング項目   | 回 答  | 所 管     |
|-----|---|---|--|---------|
| 13  | VI-3ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち<br><b>補助事業80 商店街空き店舗活用支援事業</b><br>【計画事業84 商店街活性化支援】 | ①新宿区内の商店街は、繁華街も住宅街も地方のシャッター通りとは異なり、閉める店があっても、すぐ埋まるのではないのか。実態はどうなのか。<br>②行政が助成して選んだ店が撤退するリスクをどう考えるのか。商店街の選択に任せるべきではないか。<br>③本事業を活用し入居した店舗の将来的な見通しを、どのように考えているのか。<br>④商店街・商店会への支援についての基本的な区の考えは。どこまで行政がかかわるべきか、という議論は行われたのか。<br>⑤この事業が地域にどう貢献したかが重要と考えるが、事業者の選定基準は。 | ① ご指摘のとおり、立地条件にもよるが区内商店街の空き店舗は、すぐに借主が決まる場合があります。しかし、新宿区においても空き店舗問題は例外ではなく、3ヶ月以上放置されている状態の物件も3分の1程度の商店街で見られます。また、近年では生鮮三品を取り扱う小売店が減少し、近隣に食料品を取り扱う小売店が無いため、高齢者にとっては買物難民などの深刻な問題となっています。このような状況を踏まえ、区として積極的に対策を講じる必要があります。<br>②・③ 仮に本補助を受けなくても自立して継続的に事業を展開できる事業者、かつ商店街活性化に寄与する事業者を助成対象として選定するため、書類審査・現地調査・面接審査の3段階で審査を行っています。さらに、事業開始後についても商店会サポート事業などと連携し、安定した事業が実施できるよう支援を行っています。また、商店街の選択という点においては、申請者には書類審査の前に、所属する商店会等に「出店計画書」を提出してもらい、事前に事業を開始する旨を連絡しています。なお、必ず商店会等へ加入してもらうことが補助金交付の絶対条件としており、事業を展開していく上でも、商店街の活性化及び地域への貢献を期待しています。<br>④ 新宿区では、商店街を地域コミュニティの核として位置づけ、地域にはなくてはならない存在であると考え、商店街を中心となって支えている商店会・商店街振興組合に対し、積極的に支援を行っています。また、商業活動、事業活動にどこまで行政がかかわるべきかという点については、事業実施にあたり、補助金審査会の中で十分に議論しています。<br>⑤ 事業者の選定にあたっては、商店街との一体性、商店街の活性化、地域貢献度、事業の計画性、事業の継続性の視点から審査しています。 | 産業振興課   |
| 14  | VI-3ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち<br><b>補助事業81 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金</b>               | ①外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金の体系はここでよいのか。教育関係等に属するのではないのか。<br>②対象は外国人学校に在籍する外国人の児童・生徒の保護者なのか。その学校に在籍する日本人の児童・生徒の保護者も対象となるのか。また、対象となる学校の数は。<br>③新宿区が独自に支援していることの基本的な考えは。   | ①外国人学校は、義務教育ではなく任意の学校としての扱いとなるため、教育関係の体系には属しないと考えます。このため、多文化共生施策の一環として整理しています。<br>②この制度は、経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としています。このため、日本人の児童・生徒の保護者も対象としています。対象校は、6校です。<br>③上記の他、外国人学校の児童・生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させることを基本的な考えとしています。  | 文化観光国際課 |
| 15  | II-1(区政)公共サービスの提供体制の見直し<br><b>補助事業82 納税貯蓄組合連合会への事業助成</b>                        | ①組合の概要について説明を。<br>②平成17年の「補助金等審査委員会答申」において「助成額に比して、新宿区政・区民税にとって効果的な事業が行われているかどうか疑問が残る」と指摘され、実施内容・方法の見直し・検討を要請されている。<br>また、21年度の行政監査でも「補助額の算定基準や対象経費を明記していない」との指摘を受けている。<br>指摘事項を踏まえた見直しは、どのようにされたのか。  | ① 納税貯蓄組合は、納税資金の貯蓄を目的として、個人または法人が一定の地域、職務、勤務先を単位として任意に組織した組合です。納税貯蓄組合連合会は納税貯蓄組合の連合体で、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行なう事務についての連絡及び調整に関する事務その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行なうことを目的としています。<br>② 平成17年の「補助金等審査委員会答申」については、各納税組合連合会の事業支出額及び会員数の減少により補助金額を見直しています。(平成17年度135万円を、平成18年度100万円に、平成21年度80万円に見直し)<br>また、21年度の行政監査での「補助額の算定基準や対象経費を明記していない」との指摘については、《新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱》を改正(第3条2項及び別表の追加)し補助対象費目を明確化しました。   | 税務課     |